

中泊町農業委員会会議録

平成30年2月15日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 2月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月15日（木） 午後13時30分～午後14時30分

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員（11人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次		

4. 欠席委員（3人）

委 員	3番	鈴木誠一	10番	長利弘明
	13番	木村巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第17号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第18号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第19号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第36号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 平成30年度農作業労賃等標準額の決定について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長	三上晋一	次 長	竹谷 覚
総括主幹	開米 るみ子	主 幹	前田 和夫
			打越 賢一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、8番葛西誠委員、11番澤田健吾委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第17号</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の貸借の合意解約は、5件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので、報告18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>

◎報告第18号

事務局

18ページをお開き下さい。報告第18号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧くださいと思います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第18号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

無いようですので、報告第19号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事務局

22ページをお開き下さい。報告第19号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年1月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。1月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、資料をご覧ください。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第34号

議長

議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

25ページをお開き下さい。議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第34号について、受付番号43番から50番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川賢一
委員

9番 大川です。

それでは報告いたします。去る2月1日、私と長利弘明委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が8件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号43番から50番の8件ございました。内訳は、売買が3件、うち1件は農地移動適正化あっせん事業による売買です。贈与が3件、使用貸借が2件です。

受付番号43番は、福浦字浦島地内の1筆の田399平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号44番は、富野字千歳地内の1筆の田329平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号45番は、大沢内字二タ見、田浦、住吉地内の6筆の田と畑15,618平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号46番は、富野字沖津、豊島字宮本、川袋地内の10筆の田と畑28,634平方メートルの親子間の使用貸借です。期間は許可の日から30年間です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号47番は、中里字汐干潟、宮川字霞、田茂木字若宮地内の12筆の田32,182平方メートルの親子間の使用貸借です。期間は許可の日から30年間です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号48番は、大沢内字田浦地内の1筆の田2,893平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号49番は、尾別字湯島地内の4筆の田4,553平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

事務局

受付番号50番は、福浦字若野浦地内の1筆の田11,123平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は農地所有適格法人で農地取得により経営規模の拡大を図りたいとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号43番から50番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第35号

議長

議案第35号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

34ページをお開き下さい。議案第35号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第35号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川賢一
委員

9番 大川です。
それでは報告いたします。去る2月1日、私と長利弘明委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は中里地区の住宅と自家用野菜畑が点在する畑であります。
面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 35ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号4番は、中里地域の亀山地内の2筆の畑で、面積は293㎡の、その他の2種農地であります。
申請者は農地法の許可なく農地以外の目的で使用する事が、違法であることを知らずに昭和28年ころに住宅を建築してしまったとのことで、農業委員会の指導の下、始末書を添付し直ちに同法の許可申請をするということです。
申請地の近隣は住宅と点在する畑で農作物に影響を及ぼすことはないと思われます。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のカ(ア)」で「小集団の生産性の低い農地等」に該当していると思われます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。
以上で報告終わります。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

議長 議案第36号の審議に入る前に、9番大川賢一委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

(大川賢一委員退席)

◎ 議案第36号

議長 議案第36号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 40ページをお開き下さい。議案第36号中泊町農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年2月15日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします、平成30年2月13日付け中農政第263号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

43ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が13件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が7件と公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が6件となっています。

受付番号38番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮と鳴見の農地3筆、地目は田、面積は9,326㎡です。売買価格は279.7万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号39番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,384㎡です。売買価格は191.5万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号40番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮と豊岡字若松の農地5筆、地目は田、面積は22,370㎡です。売買価格は637.1万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号41番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,127㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号42番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字望月の農地4筆、地目は田、面積は10,503㎡です。売買価格は500万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号43番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は16,467㎡です。売買価格は688万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号44番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は9,383㎡です。売買価格は150万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号45番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,499㎡です。売買価格は75万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号46番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は3,677㎡です。売買価格は73.5万円です。対価の支払い期限は平成30年3月1日を予定しております。

受付番号47番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、中里字宮川と宮川字種取と霞の農地3筆、地目は田、面積は9,722㎡です。売買価格は276万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号48番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、宮野沢字蛭澤と高根字小金石の農地5筆、地目は田、面積は12,875㎡です。売買価格は128.7万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号49番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮と薄市字沖原の農地3筆、地目は田、面積は7,759㎡です。売買価格は155.1万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

受付番号50番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は1,984㎡です。売買価格は20万円です。対価の支払い期限は平成30年2月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

76ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が10件と再設定が8件で、面積は187,348平方メートルです。

受付番号80番は新規の設定で、設定する農地は尾別地内の2筆の「田」4,349平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号81番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」6,062平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号82番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」2,575平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号83番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の2筆の「田」7,104平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号84番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の3筆の「田」8,627平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号85番も新規の設定で、設定する農地は若宮地内の6筆の「田」4,034平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号86番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の5筆の「田」3,266平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全部で米5俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号87番も新規の設定で、設定する農地は豊島地内の1筆の「田」15,914平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号88番は再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」4,241平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号89番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」8,897平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号90番も再設定で、設定する農地は宮野沢地内の3筆の「田」4,793平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号91番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」6,993平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号92番も再設定で、設定する農地は中里地内ほか5筆の「田」29,851平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,00は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号93番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,923平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号94番も再設定で、設定する農地は大沢内地内ほか5筆の「田」13,019平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号95番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の9筆の「田」13,385平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり大沢内二タ見429番地1の1筆は20,000円、ほか8筆は30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号96番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」6,255平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号97番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか18筆の「田」43,060平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は現在認定農業者の申請中で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

(大川委員着席)

議 長

◎ 議案第 37 号

事 務 局

議案第 37 号「平成 30 年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

87 ページをお開き下さい。「平成 30 年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき総会の決定を求める。
平成 30 年 2 月 15 日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第 37 号は「平成 30 年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」であります。

提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、平成 30 年農作業労賃等標準額を設定することについて、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。

今回の設定につきましては、1 月の定例総会時に委員の皆様と協議した結果、昨年度決定した単価と同様でよいということでありましたので、提案させていただきます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長

何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑も無いようですので、お諮りいたします。議案第 37 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第 37 号は原案のとおり決定いたします。

事 務 局

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月15日

農業委員長

署名委員

署名委員
